平成２８年（フ）第１４５７号
名古屋市西区浄心１丁目１番６－706号（シティ・ファミリー浄心）、従前の住所名古屋市西区菊井１丁目19番20号　藤和ハイタウン菊井ステージ２　1002号
破産者　紫藤　史人
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６６７号
名古屋市名東区梅森坂西２丁目801番地の４、従前の住所愛知県長久手市山野田125番地
破産者　原　　義和
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７８５号
愛知県大府市長草町東寄合39番地の56、従前の住所愛知県大府市明成町３丁目142番地
破産者　近藤　　巡
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７９８号
愛知県大府市共和町３丁目12番地の２　バーン・アソシエ202号
破産者　天木　政友
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９７２号
名古屋市緑区大高台３丁目705番地
破産者　岩村加代子
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０１２号
京都市右京区西京極西大丸町45番地　シャレー西京極503
破産者　井口　　徹
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０７８号
京都市上京区塔之段通上立売上る毘沙門横町378番地　和光苑Ａ－１
破産者　春名　祐輝
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８５３号
神戸市長田区西山町２丁目３番38号
破産者　増田比登美
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２３号
和歌山市西浜1084番地１　西浜ビレッジ38号、前住所和歌山市西浜1022番地１　グリーンヴィラ西浜201号
破産者　川瀬　和孝
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３４９号
和歌山市松江東４丁目４番49号　シャルマン東松江105号、住民票上の住所和歌山市西庄294番地31
破産者　中井　輝昌
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３６３号
和歌山県紀の川市桃山町市場69番地４　西克己方、前住所和歌山市布施屋607番地１　ライオンズマンションリバーサイド1206
破産者　焼肉屋ＺＥＲＯ零こと焼肉屋やすべえ貴志川店零こと　佐武　大輔
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３８２号
和歌山市南片原１丁目６番地２　ホォーブル松南102号、前住所和歌山市塩屋６丁目２番85―306号　リベラルパレス塩屋
破産者　木村　**隆**一
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３８４号
和歌山県伊都郡九度山町大字九度山1585番地、前住所堺市東区日置荘西町７丁15番25号
破産者　尾鼻　賢哉
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第７２１号
広島市安芸区矢野西１丁目24番２－101号
破産者　谷口　美和（旧姓下出）
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７３８号
広島市東区曙４丁目３番12号
破産者　菅　　一子
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９３号
広島県呉市天応西条３丁目３番３号
破産者　竹冨　節子
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第３９号
徳島県徳島市応神町古川字東中道45番地の10、旧住所徳島県徳島市応神町古川字東中道45番地５
破産者　西岡　直樹
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５７号
福岡県大牟田市歴木1480番地６
破産者　大村　正義
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部